

【令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

豊山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の課題や需要に応じて、豊山漁村地域における様々な取組に、多様な人材が関わることができると期待される。また、豊山漁村の活性化を推進するため、関係人口を創出・拡大し、豊山漁村の活性化を推進します。

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域「令和6年度まで」）

＜事業イメージ＞

農山漁村の課題解決に向けた取組のコーディネート等の地域づくりを担当する人材の育成等を支援します。



定額 NPO法人、
民間団体等

【お問い合わせ先】 (1①②の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
(1③の事業) 農村計画課 (03-6744-2203)

施策 12 農福連携対策

農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和 4 年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、障害者等の作業に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件（令和 6 年度まで））

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用等を支援します。

【事業期間：2 年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：最大 2 年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

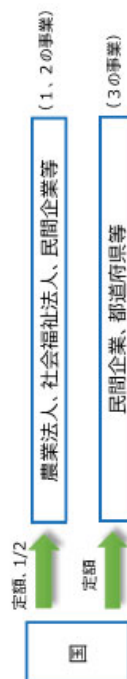
3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間：1 年間、交付率：定額（上限500万円等）】

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業

農産加工の実践研修

※ 森林整備・水工技術習得

作業マニュアル作成、ユニバーサル農園の運用

※ 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

2. 農福連携整備事業

農産生産施設（水耕栽培ハウス）

養殖施設

圃地、園路整備

苗木生産施設

休憩所、トイレの整備

処理加工施設

3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

普及啓発に係る取組

人材育成研修

(関連事業) 優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

土地改良法の一部を改正する法律の概要

1. 背景

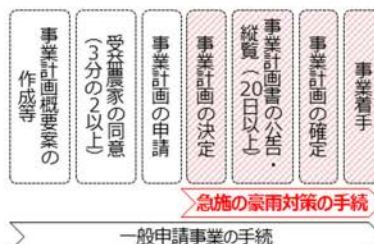
- 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。
- 小規模な土地改良性事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要がある。
- 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要がある。

2. 改正の概要

(1) 急施の防災事業の拡充

- 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加

※1 現行は地震対策のみが対象 (第87条の4及び第96条の4関係)



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

- 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加

※2 現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象 (第87条の3及び第88条関係)



(3) 土地改良性事業団体連合会の業務の見直し

- 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良性事業団体連合会の事業に以下を追加
 - ① 全国土地改良性事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること (第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)
 - ② 土地改良区等からの委託を受けて土地改良性事業の工事を行うこと (第111条の9関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

- 土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設 (第76条から第76条の16まで関係)

3. 施行期日

令和4年4月1日 [ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日]

農村整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 7,066 (6,300) 百万円】
（令和3年度補正予算額 1,700百万円）

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

＜事業の内容＞

1. 農業集落排水施設整備事業
農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
2. 農道・集落道整備事業
農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。
3. 営農飲雑用水施設整備事業
営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。
4. 地域資源利活用施設整備事業
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。
5. 集落防災安全施設整備事業
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ

農業集落排水施設
農道・集落道
営農飲雑用水施設
地域資源利活用施設
集落防災安全施設
（土砂崩壊防止施設）

農村インフラの強靱化
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新対策、更新・撤去等

停電対策
浸水対策
耐震対策

農村インフラの高度化
生産性の向上、生産コストの削減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等

農業集落排水施設の高度化
営農飲雑用水施設の高度化

農村インフラの高度化
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

集落防災安全施設の高度化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

施策 15 農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

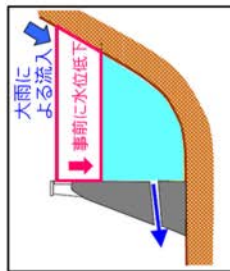
農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等



排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の氾水も防止・軽減。

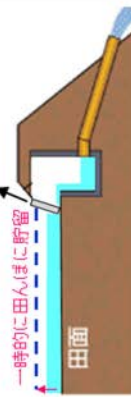


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の氾水被害リスクを低減。

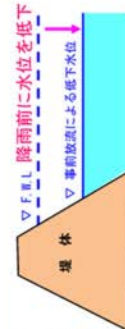


【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

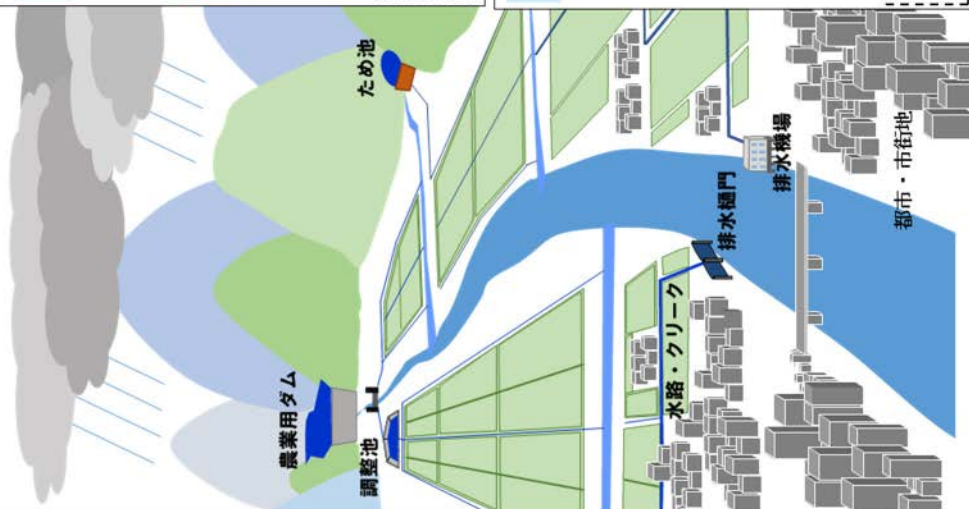


- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



基幹水利施設管理事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 3,450（3,719）百万円】

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国土土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（治水協定を締結したダムは1/3））

次の要件全てに該当するダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha 以上、畑を受益とするものにあつては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

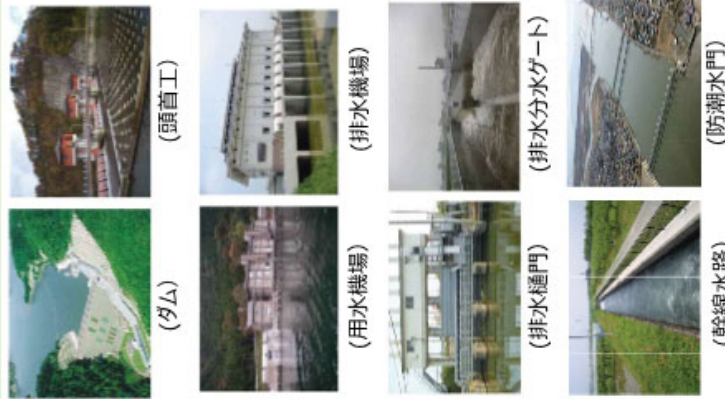
- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業＜公共＞

【令和 4 年度予算概算決定額 2,086 (1,849) 百万円】

＜対策のポイント＞

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の施設を除く）

【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
 ※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けられた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞



施設の役割に応じた支援



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和 4 年度予算概算決定額 40,725（44,909）百万円】
（令和 3 年度補正予算額 42,431 百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

＜事業目標＞

浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和 7 年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

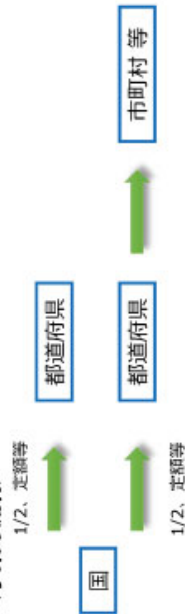
- ・ 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・ 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ ため池の洪水調節機能を強化するための整備
- ・ 浸水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移動等

※ 下線部は拡充内容

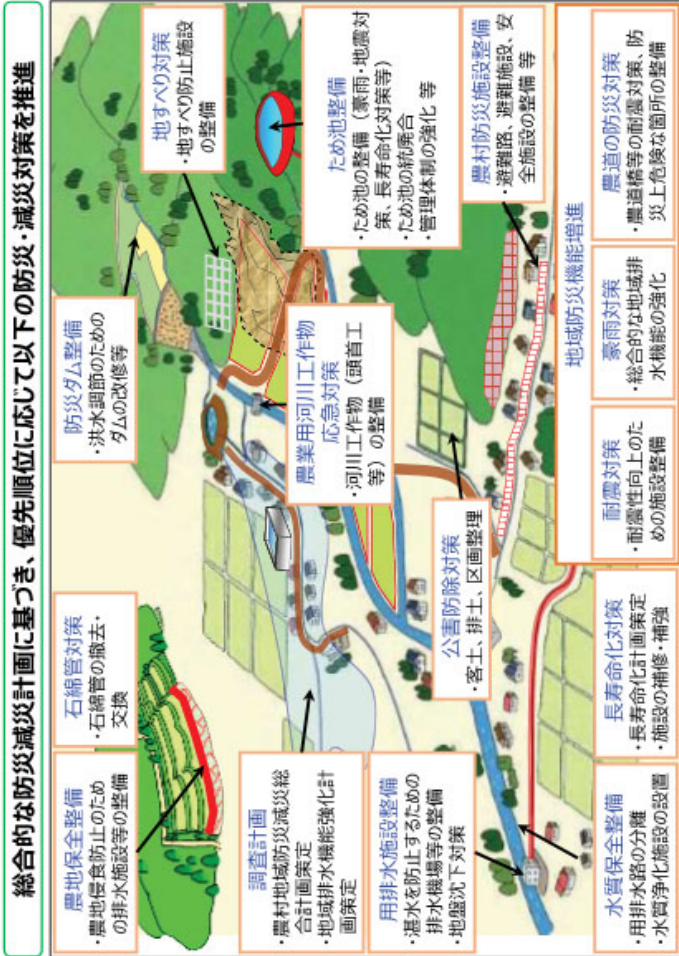
＜事業の流れ＞



1/2、定額等

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

＜事業イメージ＞



農業競爭力強化農地整備事業〈公共〉

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
(令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

○全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割〔令和５年度まで〕）

- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

事業イメージ

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

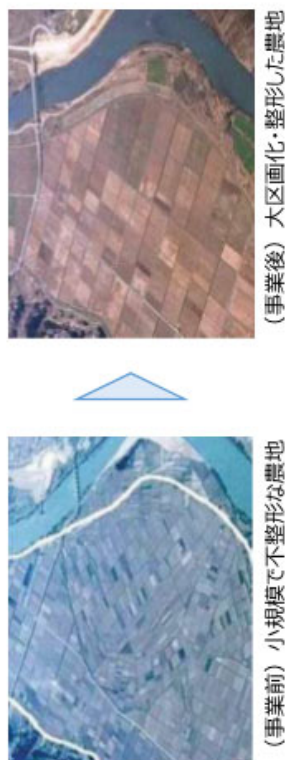
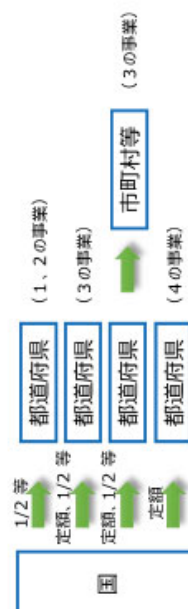
畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を実施

- ・畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ・病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良を実施

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大４年間）
水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和７年度まで）

※ 下線部は拡充内容



（写真は収穫中のタマネギ）

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞

【令和4年度予算概算決定額 62,717 (68,045) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 91,533百万円の内数)

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農地整備事業

対象工種：区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

附帯事業：機構集積推進事業

（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

＜主な実施要件＞

事業対象農地の全てについて、農地中間管理権を設定

事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）

（各団地：1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地）

事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

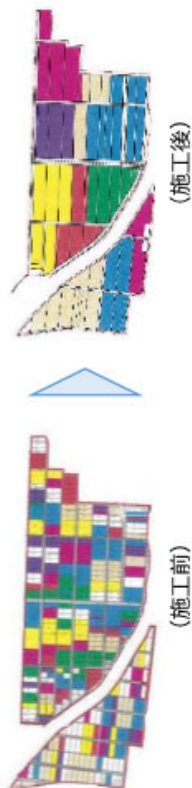
1/2 等

国

都道府県

※ 農地整備事業の場合

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 （機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けすることが可能。）



＜農地面積・集団化の考え方＞



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）